



2023年8月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A V i C
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 市 原 創 吾
(コード番号：9554 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 笹 野 誠
(TEL.03-6272-6174)

簡易株式交換による株式会社 FACT の完全子会社化に関するお知らせについて

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社 FACT（以下「FACT」社といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社、FACT 社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、本日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、当社については、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、FACT 社については、本日開催予定の臨時株主総会において承認を受けることを条件に、2023 年 10 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

記

1. 本株式交換の目的

当社は、「マーケティングで人・企業・社会をより良くする」をミッションのもと、デジタルマーケティング事業を運営しており、具体的にはインターネット広告サービスと SEO コンサルティングサービスを提供しております。あらゆる産業界においてデジタルトランスフォーメーションのトレンドが継続しており、インターネットを用いた販促・マーケティング活動が活発となった結果、当社の所属するデジタルマーケティング業界に対する需要はより一層高まっております。

FACT 社は、2020 年に設立され、Amazon 等の EC モールでの販促支援コンサルティング、Web 上でのレピュテーション・マネジメントのコンサルティングを中心としたデジタル領域でのコンサルティング事業を営んでおります。コンサルティングノウハウに強みを持ち、クライアントのブランドや商品が持つ、本当の姿、本当の価値、「FACT（事実）」を、より多くの人に伝えることをミッションとしております。

本株式交換は、両社独自のコンサルティングノウハウに基づくサービスのクロスセル、当社の営業リソースの投下及び営業チャネルの活用による FACT 社の更なる成長を狙いとしており、大幅なシナジー効果が期待できることに加え、本株式交換により、当社グループのクライアントに対するビジネス・グロース支援体制の強化が実現されるものと見込んでおります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

本株式交換契約締結に係る取締役会決議日（当社）	2023年8月14日
本株式交換契約締結日	2023年8月14日

本株式交換契約承認臨時株主総会開催日 (FACT 社)	2023 年 8 月 14 日
本株式交換の実施予定日 (効力発生日)	2023 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、本株式交換を行います。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、FACT 社を株式交換完全子会社とする株式交換です。

(3) 本株式交換に係わる割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	FACT 社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	350
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式 350,000 株 (予定)	

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における FACT 社の株主名簿に記載又は記録された FACT 社の株主 (以下「本割当対象普通株主」という。) に対し、FACT 社の普通株式に代わり、その所有する FACT 社の普通株式 1 株につき、当社の普通株式 350 株の割合をもって、割当て交付いたします。当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行する予定です。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

FACT 社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社および FACT 社は、本株式交換に用いられる上記 2. (3)記載の株式の割当比率 (以下「本株式交換比率」といいます。) の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、CPA パートナース株式会社 (代表者: 山口 満、住所: 東京都千代田区有楽町一丁目 6 番 6 号) (以下「CPA パートナース」といいます。) を第三者算定機関として選定しました。

当社および FACT 社は、CPA パートナースから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社および FACT 社は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆さまにとって妥当であり、株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき合意しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関である CPA パートナースは、当社及び FACT 社の関連当事者に該当せず、当社及び FACT 社との間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、また、市場株価は日々変動することから、一時点の株価終値だけではなく過去の平均株価も考慮するため、市場株価平均法を採用しました。当社株式の市場株価平均法においては算定基準日を2023年8月9日として、基準日までの直近1週間、直近1か月間、直近3か月間、及び直近6か月間における終値の単純平均値を算定の基礎としております。

採用手法	算定結果(円)
市場株価平均法	929~998

これに対し、非上場会社であるFACT社の株式価値については、公平性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関であるCPAパートナーズに算定を依頼し、算定書に記載された算定結果を参照し、当事者間で慎重に協議の上、決定しました。

なお、CPAパートナーズは、FACT社の株式価値の算定に際して、FACT社は非上場であり市場株価法は採用できず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)を用いて株式価値の算定をしております。算定の前提とした財務予測には、子会社化後に予測されるFACT社の経営成績及び財政状態を用いております。

FACT社の将来キャッシュフロー予想については、FACT社の作成した事業計画を基礎として、当該事業計画に対してより保守的な前提を用いた上で作成しております。FACT社の今後の成長が見込まれるものの、保守的な前提に基づく業績予想を作成していることから、結果的に、2024年9月期から2025年9月期にかけては大幅な減益予想となっております。なお、本株式交換契約におけるFACT社の株式価値の計算の基準日が含まれる2023年9月期のFACT社の業績は、2022年9月期対比で外注費等の削減により大幅な増益予想となっております。

上記方式において算定されたFACT社の1株あたり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	算定結果(円)
DCF法	346,595~393,169

以上の算定結果を踏まえ、当社は本株式交換比率について検討し、交渉を行った結果、上記2.(3)記載のとおり、FACT社株式1株に対して、当社株式350株を割当てることと決定いたしました。

なお、CPAパートナーズは、FACT社の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、FACT社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、FACT社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を

行っておりません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は、本株式交換において株式交換完全親会社となり、また株式交換子会社である FACT 社は非上場会社のため、該当事項はございません。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、第三者算定機関である CPA パートナーズを選定し、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記(2)②をご参照ください。なお、当社は、CPA パートナーズから公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社及び FACT 社との間には、本件株式交換を行うことを決議した 2023 年 8 月 14 日現在において、相互に資本関係はありません。また、相互に役員を派遣する等の人的関係はなく、当社及び FACT 社の株主との間においても人的関係はありません。そのため、当社及び FACT 社、当社及び FACT 社の株主との間において特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要（2023 年 8 月 14 日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社AViC (当社)	株式会社FACT
(2) 所在地	東京都港区赤坂 1-12-32	東京都渋谷区恵比寿西1-17-12
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 市原 創吾	代表取締役 村上 聡
(4) 事業内容	デジタルマーケティング事業	デジタル領域におけるコンサルティング事業
(5) 資本金	193百万円	1百万円
(6) 設立年月日	2013年7月1日	2020年10月30日
(7) 発行済株式数	5,775,300株	1,000株
(8) 決算期	9月	9月
(9) 従業員数	(2023年6月30日現在) 62名	(2023年6月30日現在) 3名
(10) 主要取引先	事業会社	事業会社
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行	—
(12) 大株主及び持株比率	(2023年3月31日基準) 市原創吾・ミダス投資事業 有限責任組合 37.70% 岩田匡平・ミダス投資事業 有限責任組合 24.44% 吉村英毅・ミダスA投資 4.81%	(2023年7月31日基準) 村上 聡 70.00% 徳丸 貴司 15.00% 府川 雅彦 10.00%

	事業有限責任組合 株式会社SBI証券	4.35%	NEXT WORLD株式会社	5.00%
	株式会社日本カストディ 銀行（信託口）	3.81%		
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2.80%		
	(常任代理人株式会社三菱 UFJ銀行)			
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2.06%		
	(常任代理人ゴールドマ ン・サックス証券株式会 社)			
	日本マスタートラスト信 託銀行株式会社（信託 口）	1.45%		
	いちよし証券株式会社	0.81%		
	NOMURA PB NOMINE ES LIMITED OMNIBUS -MARGIN (CASHPB)	0.79%		
	(常任代理人野村證券株式 会社)			

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円 特記しているものを除く。)

決 算 期	(株)AViC (非連結)			(株)FACT (非連結) (注)		
	2020年 9月期	2021年 9月期	2022年 9月期	2020年 9月期	2021年 9月期	2022年 9月期
純 資 産	265	344	713	-	5	6
総 資 産	475	645	1,455	-	52	56
1株当たり純資産(円)	47.22	61.43	124.43	-	5,257	6,255
売 上 高	696	1,329	1,245	-	195	401
営 業 利 益	120	120	316	-	5	0
経 常 利 益	122	111	305	-	5	1

当期純利益	86	78	226	－	4	0
1株当たり当期純利益(円)	16.3	14.2	40.5	－	6,374	997
1株当たり配当金(円)	0.0	0.0	0.0	－	0.0	0.0

(注) 1. 2021年9月期を1期とするため最近2年間の記載となります。なお、進行期(2023年9月期)の着地見込みは、売上高400百万円、営業利益70百万円であります。

2. 2021年9月期は、2020年11月1日から2021年9月30日までの11ヶ月決算となっております。

5. 株式交換後の状況

株式交換完全親会社である当社において、本株式交換による商号、本店所在地、代表者役職・氏名、事業内容、資本金、決算期についての変更はなく、純資産の額及び総資産の額については、現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理は、「企業結合に関する会計基準」における「取得」に該当します。なお、本株式交換により発生するのれんの金額は、現時点で未確定です。

7. 今後の見通し

本件により、対象会社は当社の連結子会社となる予定です。2023年9月期の当社の業績に与える影響はありません。2024年9月期から連結決算に移行しますが、2024年9月期の当社の連結業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、公表すべき事項が生じた場合、また未確定事項が確定した場合には速やかに開示いたします。

以上